

# 地区計画ガイド 高柳地区

名 称		高柳地区 地区計画				
位 置		金沢市高柳町二の一部				
面 積		約 1.7 ha				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、都市計画道路疋田・上荒屋線及び都市計画道路東山・内灘線の交差点に位置し、更に国道8号及び北陸自動車道に近接した広域的な交通の利便性の高い地域である。</p> <p>このため、北陸の中心都市金沢の東の玄関口としてふさわしい健全な商業業務地区として整備し、魅力ある都市空間の形成を目指すものである。</p>				
	土地利用の方針	<p>商業業務地区を主体とした土地利用を誘導するため、建築物等の用途制限により用途の混在を防止する。また、区域内に幅員8.0mの道路を設置し、車両等の適正な動線確保に努める。更に、地区内を縦断する用排水路について機能確保に努める。</p>				
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、金沢市の東の玄関口に相応しい幹線道路沿道型施設の土地利用の形成が図られるよう、敷地面積の最低限度の制限を行い、併せて建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等を行い、魅力的な商業地が形成されるよう誘導する。</p>				
地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号	8.0m	約110m	新 設	
	建築物の敷地面積の最低限度	250㎡				
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は、建築してはならない。</p> <p>(1) 畜舎又はサイロ  (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿  (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  (4) ゴルフ練習場又はバッティング練習場  (5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  (6) カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）  (7) 倉庫業を営む倉庫</p>				
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地若しくは用水の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。</p>				
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物等の色彩は、原色を避け、幹線道路の沿道施設及び周辺の街並みに調和したものとする。</p> <p>2. 外壁の色彩は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、景観形成上支障がないものとする。</p> <p>3. 屋根の色彩は、黒、グレー、茶等を基調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、景観形成上支障がないものとする。</p> <p>4. 屋外広告物等は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋外広告物等は、表示面も含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>(2) 屋外広告物等は、屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(3) 建築物と同一敷地内に設けることのできる独立広告物は1基までとする。ただし、必要最小限の駐車場誘導広告塔は除く。</p> <p>(4) 独立広告物の高さの上端は6m以下とする。</p> <p>(5) 自己用広告以外の広告については、1住所（1敷地）に1基までとし、高さは4m以下とし、誘導を目的とするものに限る。</p> <p>(6) 点滅照明、可変表示広告（電光表示板や大型LED等）は禁止とする。</p>					

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさくの構造の制限	<p>道路、隣地又は用水に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.1m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1m以下のものに限る。）</p>
理由			<p>金沢市の東の玄関口として位置する本地区において、幹線道路沿道の計画的な商業施設の立地誘導と、周辺との調和のとれた沿道施設の形成にふさわしい建築物等の誘導と魅力的なまちづくりの推進を図るため、地区計画を決定する。</p>

●高柳地区 地区計画は、平成22年2月12日に都市計画決定しました。

別表
----

外壁

色彩	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	-
グレー等	N	4～8	-
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7	2以下
	2.5YR、5YR	3～7	4以下
	7.5YR、10YR、2.5Y	4～6	6以下
		3, 7	4以下
	5Y	3～7	3以下
	7.5Y、10Y	3～7	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色彩	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	-
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	-
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下

表は JIS Z8721 によるマンセル値

## 高柳地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

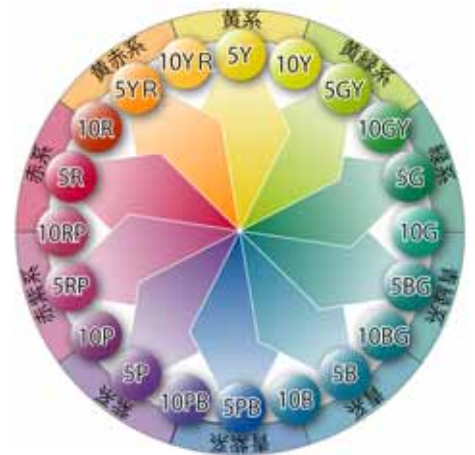
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

### 「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10Rは0YRと同意です。

マンセル色相環



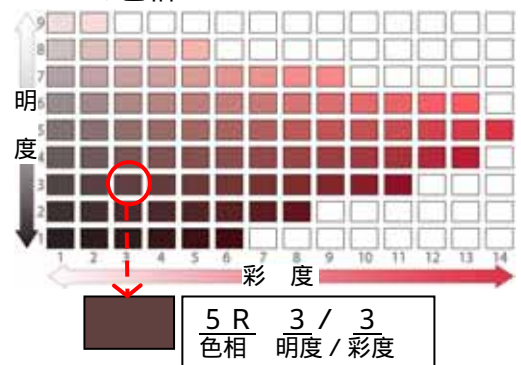
### 「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### 「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

5Rの色相



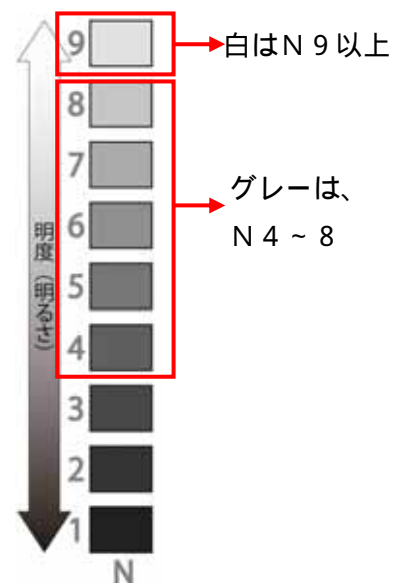
### マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

### 地区整備計画の色彩基準

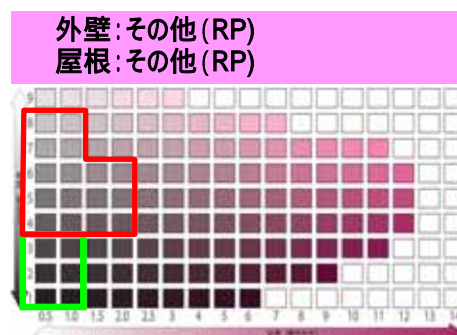
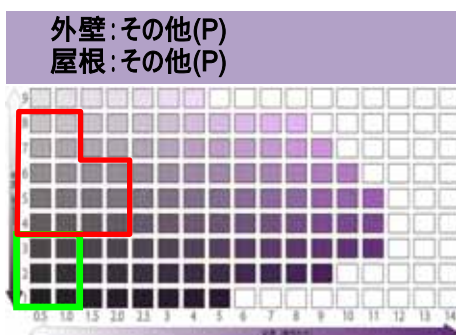
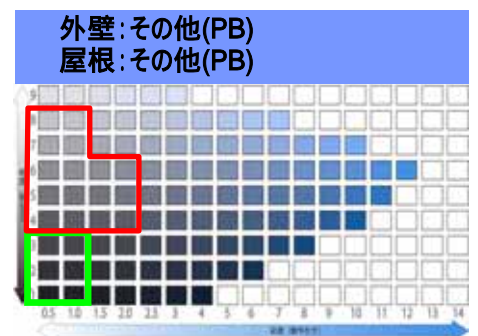
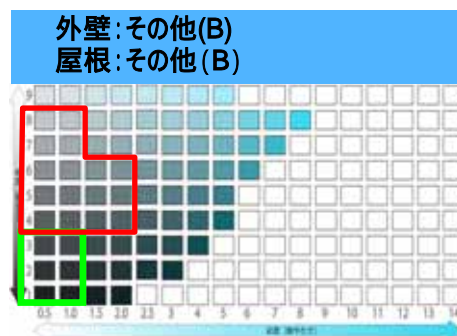
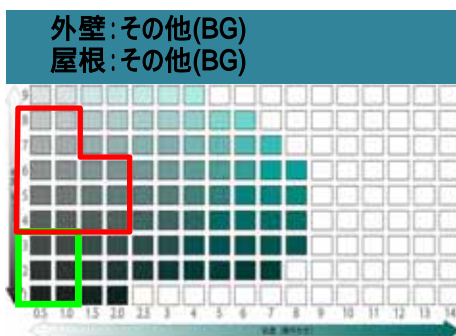
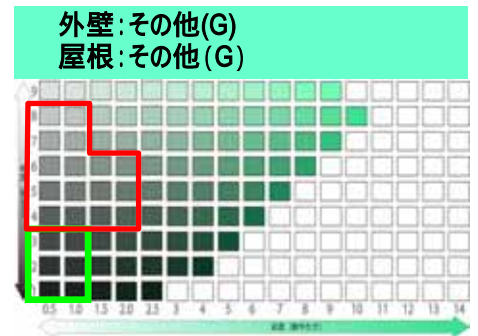
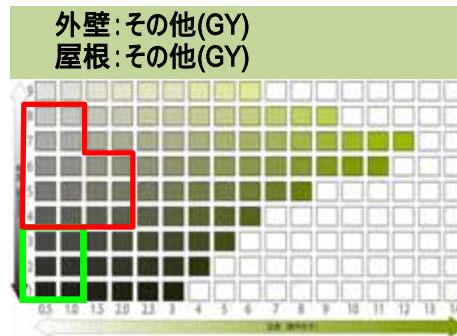
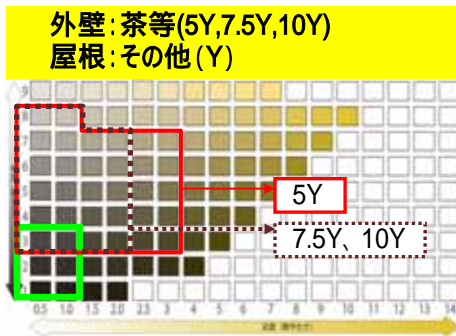
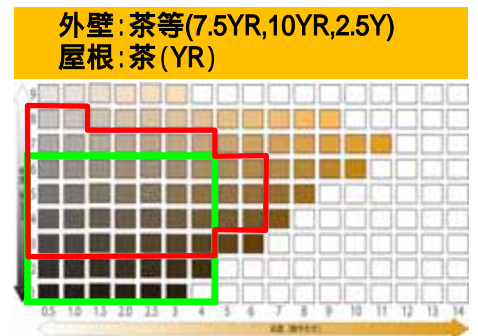
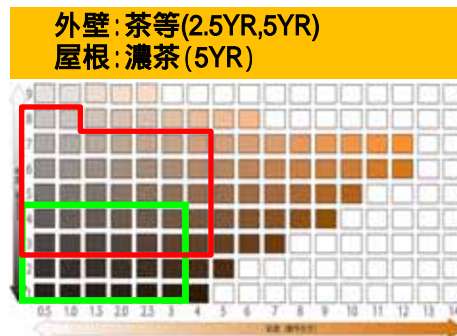
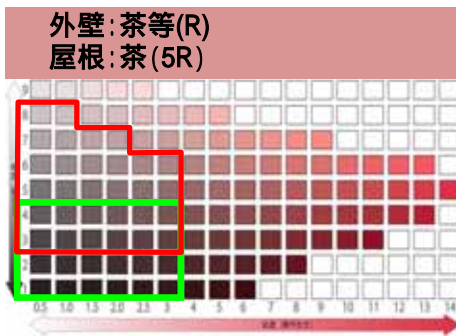
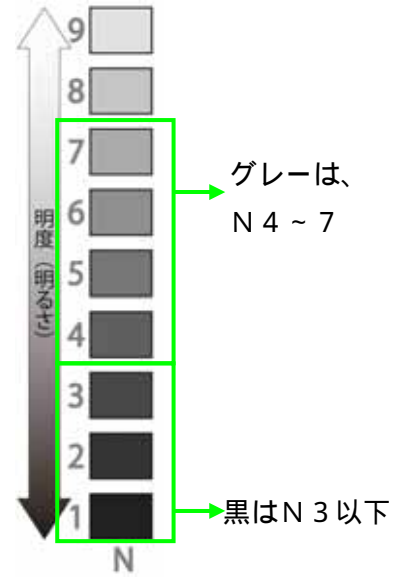
#### 外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	
グレー等	N	4～8	
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7	2以下
	2.5YR、5YR	3～7	4以下
	7.5YR、10YR、2.5Y	3、7	4以下
	5Y	3～7	3以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	1以下
	その他	3以下	
グレー	N	4~7	
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下



色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には の範囲内の色彩、屋根には の範囲内の色彩のみ使用できます。

図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。